

平成 28 年度地域活性化助成事業実施要領

1. 目的

地域の振興及び活性化を図るためには、地域住民や行政及び地域づくりに関わる民間団体が一体となった取り組みが必要である。

このため、本事業は、(公社)沖縄県対米請求権事業協会(以下「対米協会」という)が別途実施する市町村の地域づくり活動に対する「地域振興助成事業」と併せ、沖縄県・市町村・各広域市町村圏事務組合及び地域づくり団体の行う自主的かつ主体的な地域づくりの取り組みを支援することにより、地域の振興及び活性化の促進に寄与することを目的とする。

2. 助成対象団体及び事業内容

(1) 第 1 部 助成対象機関

- ① 県内の広域市町村圏事務組合
- ・ 北部広域市町村圏事務組合
 - ・ 中部広域市町村圏事務組合
 - ・ 南部広域市町村圏事務組合
 - ・ 八重山広域市町村圏事務組合

② 地域づくり団体

以下の要件に該当する団体を助成対象とする。

- ・ 営利を目的としない民間団体(特定非営利活動法人もしくは任意団体)であること
- ・ 原則 5 人以上で組織された団体で活動拠点を県内に有している団体であること
- ・ 団体の運営に関する規約等を備えていること
- ・ 主に地域振興及び活性化を目的とした取組みを実施している団体であること
- ・ 代表責任者が明確であること
- ・ 事業の企画立案から実績報告まで、責任を持って履行できると認められる団体であること

但し、趣味の愛好会、イベント等の為に組織された団体、宗教又は政治活動を目的とした団体及び過去に本助成金を 3 回以上、同一事業において 2 回以上受けた団体は対象外とする。

上記の機関・団体を助成対象とし、最大 35 団体に助成を行う。

(2) 第2部 大規模地域プロジェクト

- ・沖縄県及び県内市町村を助成対象とし、予算の範囲内において、助成を行う。

(3) 対象事業

地域の振興及び活性化を目的とし、地域づくりの担い手となる人材の育成及び地域づくりに関する情報の共有、活用等を図るために実施するワークショップ（演習形式）、フォーラム、シンポジウム、セミナー（講習会）、講演会等を対象とする。

〈主な事業例〉

- ① 地域の伝統、文化、伝統芸能の保存・活用を図る事業
- ② 地域の生活環境の改善、自然環境保全、景観づくりを図る事業
- ③ 地域の特性を生かした産業振興を図るための事業
- ④ 地域の福祉・健康づくりの推進を図るための事業
- ⑤ 青少年の健全育成を図る事業
- ⑥ 地域づくりに有効な助言や提案を受けるための事業
- ⑦ その他個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業

但し、以下の事業は対象外とする。

- ① 第1部：国及び県、市町村、その他の機関から助成を受けて実施する事業
- ② 第2部：国、その他の機関から助成を受けて実施する事業
- ③ 団体及び団体を構成する者の財産の形成又は営利を主たる目的とする事業
- ④ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ⑤ 助成金の交付決定前に着手した事業
- ⑥ その他協会が適当でないと認めたもの

(4) 実施方法

- ① 各広域市町村圏事務組合、地域づくり団体、沖縄県又は市町村単位での開催
- ② 他の広域市町村圏事務組合または地域づくり団体との合同開催
但し、いずれの場合も対米協会との共催または後援とし、実施事業に係るポスター、パンフレット、チラシ、看板、冊子等にその旨を必ず表示することとする。
- ③ 事業は原則として、助成決定のあった日から**平成29年1月末日まで**に完了するものとする。

3. 助成金内容

(1) 助成率及び限度額

- ・第1部 助成率は90%以内（千円未満切り捨て）とし、限度額は30万円とする。
- ・第2部 助成率は90%以内（千円未満切り捨て）とし、限度額は100万円とする。

(2) 対象経費

助成金の対象経費は、次のとおりとする。

- ① 旅費
講師等の旅費
- ② 謝金
講師等の謝金
- ③ 使用料及び賃借料
施設・会場使用料、レンタル料等
- ④ 需用費
 - ア 消耗品費 — 文具・事務用品等
 - イ 印刷製本費 — チラシ、ポスター、パンフレットの印刷代、写真現像代、資料作成等に係るコピー代
 - ウ 食材料費 — 事業の一部として食材を提供する場合のみ(参加者数×300円を上限とする。)※参加者名簿を添付すること
- ⑤ 役務費
通信運搬（切手、ハガキ）料・保険料
- ⑥ その他経費
事業実施に係る直接的な経費
但し、次の経費については、助成対象経費としない。
 - ① 助成対象団体の構成員に対する人件費、謝礼、旅費及び食糧費
 - ② 助成対象団体の経常的な活動に要する経費
 - ③ 助成対象団体の事務所等を維持する経費
 - ④ 備品購入費、商品券等の金券の購入代金、記念品の購入等の経費
 - ⑤ ガソリン代等、事業実施に要した分が明確に区別できない費用
 - ⑤ その他、適当でないと認めたもの（助成金交付決定前に支出された経費及び購入品目(明細：レシート等添付など)の無い使途不明の領収書等)

4. 助成の申請

(1) 沖縄県・市町村・各広域市町村圏事務組合の場合

地域活性化助成事業助成申請書（様式1）に事業実施計画書（様式2-1）及び事業費内訳書（様式2-2）を添付し、提出期日までに対米協会に提出するものとする。

(2) 地域づくり団体の場合

助成を申請するにあたり、地域活性化助成事業助成申請書（様式1）に事業実施計画書（様式2-1）、事業費内訳書（様式2-2）及び市町村長の推薦書（様式10）を添付し、提出期日までに対米協会に提出するものとする。（別添「地域づくり団体申請～助成決定までのながれ」参照。）

- ① 推薦については、団体の所在する市町村または実施する事業に係る市町村に対して、推薦依頼書（様式9）を提出し、推薦の依頼を行うものとする。
- ② 推薦書は市町村長の公印が記されているものとする。（写し不可）

(3) 申請書の提出期限 : 平成28年5月26日(木)

平成28年6月3日(金)

(4) 申請書の提出先・問い合わせ先

〒900-0029 那覇市旭町116番地37 (自治会館6階) 「公益社団法人沖縄県対米請求権事業協会」 電話 : 098-862-9390 FAX : 098-862-9396 HP : http://www.taibei.jp ←ココから様式ダウンロードできます。 担当 : 伊波 / e-mail : tiiki01@taibei.jp 受付時間 : 月～金曜日 (土日祝祭日除く) 午前8時30分～午後5時15分まで

5. 助成団体の選考方法

申請書類を基に、事業審査委員において事業目的(趣旨)との適合性、事業の具体性、独創性、経費積算の妥当性、地域活性化の寄与度等を審査し、対米協会が決定する。

6. 助成の決定

対米協会は、助成の申請を受理したとき、その内容を審査し、助成決定がなされた場合は、各広域市町村圏事務組合及び地域づくり団体並びに沖縄県又は市町村に対しその旨を通知する。

7. 助成事業実施結果報告書の作成・提出

各広域市町村圏事務組合及び地域づくり団体並びに沖縄県又は市町村の長は、**事業実施後30日以内に**、地域活性化助成事業実施結果報告書(様式4-1~3)を作成し、関係書類を添えて対米協会に提出するものとする。

8. 助成金の確定

対米協会は、事業実施結果報告書を受理したとき、その事業内容を審査し、適正に事業が完了したと認められる場合は、交付すべき助成金の額を確定し、各広域市町村圏事務組合及び地域づくり団体並びに沖縄県又は市町村に対しその旨を通知する。

9. 助成金の請求及び交付

(1) 各広域市町村圏事務組合及び地域づくり団体並びに沖縄県又は市町村の長は、助成金の確定通知を受けて、地域活性化助成事業助成金請求書(様式6)を対米協会に提出するものとする。

(2) 対米協会は、地域活性化助成事業助成金請求書（様式6）を受理した日から30日以内に助成金を各広域市町村圏事務組合及び地域づくり団体並びに沖縄県又は市町村に対して交付する。

(3) 各広域市町村圏事務組合及び地域づくり団体並びに沖縄県又は市町村は、事業実施にあたり概算払いが必要な場合は、助成金額の2分の1の範囲内で概算払いを受けることができる。

概算払いを受ける場合は地域活性化助成事業助成金概算払請求書（様式7）を対米協会に提出するものとする。

(4) 対米協会は、地域活性化助成事業助成金概算払請求書（様式7）を受理した日から30日以内に、各広域市町村圏事務組合及び地域づくり団体並びに沖縄県又は市町村に対して交付する。

10. 助成決定の取消し

(1) 対米協会は、助成の決定を受けた団体が、正当の理由がなく次に掲げるいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- ① 助成対象である事業を実施しないとき。
- ② 助成対象である事業を中止し、完了する見込みがないとき。
- ③ 助成金を助成対象事業の目的以外に使用したとき。
- ④ 第7条の規定による事業実績の報告をしなかったとき。

(2) 対米協会は、前項の規定による取消しをした場合は、地域活性化助成事業助成決定取消通知書（様式8）により、対象団体へ通知するものとする。

11. 助成金の返還

(1) 対米協会は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、すでに交付されている助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(2) 対米協会は、第8条の規定により助成金の額を確定した場合において、すでにその額を超える助成金が概算払いにより交付されているときは、その超過分の助成金の返還を命ずることができる。

12. その他

- (1) 提出書類等については、理由の如何を問わず返却しない。
- (2) その他事業の実施に関し必要なことは、対米協会が定めるものとする。

以上